限定承認公告

本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊三〇七五番地、最後の住所沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊三九三三番地宅老所ハイビスカス

被相続人　亡　上間　春子

右被相続人は平成二十九年十月十七日死亡し、その相続人は平成三十年一月三十一日那覇家庭裁判所名護支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

沖縄県糸満市阿波根一四〇六番地の五八

相続財産管理人　上間　繁樹

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成三十年二月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、平成三十年三月二十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十一日

掲載頁　一〇五頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月十九日

掲載頁　四十六頁（号外第一三〇号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十日

掲載頁　八十頁（号外第一三一号）

また、乙又は丙の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月一日までにそれぞれ乙又は丙にご提出下さい。

なお、甲は、効力発生日をもって商号を株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメントへ変更し、本店を神奈川県横浜市港北区師岡町八〇〇番地に移転する予定です。

平成三十年二月二十三日

東京都港区芝浦四丁目八番三号

（甲）トヨタテクノクラフト株式会社

代表取締役社長　稲垣　和也

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目六番一七号

（乙）株式会社ジェータックス

代表取締役社長　酒井　敬士

東京都調布市調布ヶ丘一丁目一八番地一調布センタービル六階

（丙）株式会社トヨタモデリスタインターナショナル

代表取締役社長　猪澤　豊

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成三十年三月三十日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

三菱地所株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十六年十月一日付不動産管理処分信託契約（新宿イーストサイドスクエア）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一二八九

平成三十年二月二十三日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/jasper/

平成三十年二月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ジャスパー・プロパティー特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六千八百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月六日

掲載頁　一五八頁（号外第七十四号）

平成三十年二月二十三日

東京都世田谷区代沢四丁目一二番一五号

エーピーエル・ニセコ・プロパティー特定目的会社

取締役　石丸　雅久

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000375/lrk8/

平成三十年二月二十三日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

越後ホールディング特定目的会社

取締役　宮里　猛

平成三十年二月二十三日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　荒井　寿夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/jasper/

平成三十年二月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ジャスパー・プロパティー特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六千八百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月六日

掲載頁　一五八頁（号外第七十四号）

平成三十年二月二十三日

東京都世田谷区代沢四丁目一二番一五号

エーピーエル・ニセコ・プロパティー特定目的会社

取締役　石丸　雅久

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000375/lrk8/

平成三十年二月二十三日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

越後ホールディング特定目的会社

取締役　宮里　猛

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000685/9ns5/

平成三十年二月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

グレープ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年十月十六日付官報の号外第二二四号六十頁に掲載されています。

平成三十年二月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail NS特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千九百七十五口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年三月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail NS特定目的会社

取締役　石田　泉

正　誤

平成二十九年十二月二十八日掲載の自動車の抵当権の登録の抹消に関する公告中

（原稿誤り）

一二ページ一段目の自動車登録番号が「原甲338ら11」とあるは「原甲388ら11」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十三日付第三七号六　四ページ●同日付政府調達第三五号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）